

公益財団法人結核予防会 結核研究奨励規程

第1条 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師及び保健師、看護師その他医療技術者の結核に関する研究を奨励するために結核研究奨励基金を設ける。

第2条 前条の目的を達するため、「結核研究奨励賞」（以下「奨励賞」という。）を設ける。

第3条 奨励賞は、賞状及び賞金とし、理事長名をもって授与する。

第4条 基金は積立金として管理する。

第5条 基金の利子は、第3条に定める奨励賞及び同賞の授与に必要な費用に充てるものとする。

第6条 奨励賞は、第7条に定める公益財団法人結核予防会結核研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）において選定の上、理事会の承認を受けるものとする。

第7条 委員会は、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師及び保健師、看護師その他医療技術者に対する結核研究奨励賞受賞候補者の選考を行なうものとする。

2 委員会の委員は、本会役職員のほかに外部有識者（外部委員）の10名以内で構成するものとし、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 結核研究奨励賞の選考の基準等必要な事項は委員会で定める。

第8条 委員会の下に事務局を置き、担当は本部総務部とする。

2 事務局長は理事長が指名する。

第9条 委員会出席時の旅費は、公益財団法人結核予防会旅費規程に基づき支給する。

附則（平成22年9月27日、平成22年結予規発第5号）

1. この規程は、平成22年9月27日から施行し、平成22年7月1日より適用する。

2. この規程の施行されるに伴い、財団法人結核予防会結核研究奨励基金設置要綱及び結核研究奨励賞選考委員会規程を廃止する。

附則（平成26年12月15日、平成26年結予規発第21号）

1. この内規は、平成26年12月15日より適用する。

附則（令和5年10月20日、令和5年結予規発第11号）

1. この内規は、令和5年10月20日より施行し、令和5年10月20日より適用する。